

定員に達しましたので、募集を締め切ります。

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

高所からの墜落災害を防止するため安全衛生法令が改正され、高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難な場合に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行なう労働者に対して、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第41号)の規定により、事業者特別教育の実施が義務付けられました。

つきましては、この特別教育を下記により実施することと致しましたので、当該作業に従事する方又は従事することが予定されている方は、受講されますようご案内します。

記

1. 日時 令和8年5月26日(火) (学科) 9:00~14:30(受付8:45~)
(実技) 14:40~16:50

2. 場所 伯耆しあわせの郷(倉吉市小田458)

3. 日程

[学科]

科目	時間	講師
①作業に関する知識	9:00~10:00	1級とび技能士 フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育インストラクター 吉森英樹氏
②フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識	10:00~12:00	
③労働災害の防止に関する知識	13:00~14:00	
④関係法令	14:00~14:30	

[実技] 14:40~16:50(2時間10分、休憩含む)

4. 受講料 鳥取県労働基準協会会員 1人 10,000円(テキスト代込)
(消費税10%、内税909円)
非会員 1人 12,000円(テキスト代込)
(消費税10%、内税1,090円)

5. 申込方法

(1) 受講定員は、30名です。定員になり次第募集を締め切ります。

(2) 令和8年5月18日(月)までに別紙「受講申込書」により、郵送・メール又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へ申込んで下さい。

受講料は、必ず申し込み締め切り日までに持参又は下記の銀行口座に振込んで下さい。

(研修当日は受領いたしません。)

※振込先

口座番号 鳥取銀行倉吉支店(普) 0207231
名義人 (一社)鳥取県労働基準協会中部支部